

## 目黒区立中央体育館第2格技室の剣道具及び竹刀置場の利用に関する内規

令和2年8月8日制定

### (目的)

第1条 この内規は、目黒区立中央体育館第2格技室（以下「第2格技室」という。）の剣道具及び竹刀置場を利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (剣道具置場の利用対象者)

第2条 剣道具置場を利用できる者は、目黒区立中央体育館館長（以下「館長」という。）が認めた剣道一般公開事業指導者及び一般財団法人目黒区剣道連盟（以下「連盟」という。）の会員又は準会員であって、次に掲げる要件の一に該当し、一般財団法人目黒区剣道連盟理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けた者（以下「利用者」という。）する。

- (1) 身体に障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 難病患者等で「障害者総合支援法における障害者の定義」に該当する者
- (3) 満年齢75歳以上の後期高齢者

2 前項第1号、第2号及び第3号に該当する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 第2格技室で行われる剣道一般公開事業に、概ね毎月4回以上稽古に参加していること。
- (2) 連盟が主催する各種行事（剣道一般公開事業の参加を除く。）に、概ね毎年3回以上参加していること。

### (竹刀置場の利用対象者)

第3条 竹刀置場を利用できる者は、館長が認めた剣道一般公開事業指導者及び連盟の会員又は準会員であって、前条第2項第1号及び第2号の要件を満たし、理事長の承認を受けた者とする。

### (利用申請)

第4条 剣道具又は竹刀置場を利用しようとする者は、あらかじめ別記様式第1により申請し、承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を速やかに審査し別記様式第2又は別記様式第3により申請者に通知するものとする。

3 利用者は、転勤等で剣道具又は竹刀置場を利用しなくなる場合には、別記様式第4により届け出なければならない。

### (利用方法)

第5条 利用者は、剣道具及び竹刀を、次に定める方法で置かなければならない。

- (1) 剣道具置場に置くことができる剣道具は、面、胴、垂れ及び小手とし、それ以外のものは置くことができない。
- (2) 竹刀置場に置くことができる竹刀は2本以内とし、連盟が指定する名前入りの竹刀袋に収納したものとする。

(利用停止及び利用の取り消し)

第6条 連盟は、剣道具及び竹刀置場の整理整頓状況を定期又は不定期に確認し、不適切な利用をしていた場合には、その利用を停止するとともに、当該剣道具又は竹刀を引き取りに来るまでの間、連盟で指定した場所に保管し、又は自宅あてに送付することができる。

2 連盟は、利用者が第2条又は第3条に規定する要件を満たさなくなった場合、若しくは前条の規定を遵守しなかった場合には、剣道具又は竹刀置場の利用の承認を取り消すことができる。

(管 理)

第7条 利用者は、第5条の定めるところにより整理、整頓して利用するとともに、剣道具及び竹刀を自己の責任において保管し、紛失、盗難等があった場合にあっては、その損害賠償等を連盟、目黒区又は目黒区立中央体育館指定管理者に求めることができない。

(補 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、連盟の執行理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和2年8月10日から実施する。

2 目黒区立中央体育館剣道場の剣道防具及び竹刀置場の利用に関する内規（平成25年2月23日制定）及び目黒区立中央体育館の竹刀置場の利用に関する内規（平成26年8月1日制定）は、廃止する。

別記様式第1

( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場利用申請書

年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟理事長 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

目黒区立中央体育館第2格技室で行われている剣道の一般公開事業に参加するため、( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場を利用したいので申請します。

利用するに当たっては、一般財団法人目黒区剣道連盟の定めるところにより整理、整頓するとともに、自己の責任において保管し、紛失、盗難等があった場合にあっても、その損害賠償等を求めないことを誓約します。

なお、「目黒区立中央体育館第2格技室の剣道具及び竹刀置場の利用に関する内規」第2条又は第3条に定める要件を満たさなくなった場合若しくは第6条の定めにより、この承認を取り消されても異議の申し立てをいたしません。

	受付年月日	承認年月日	利用始年月日	利用場所
経過欄				<input type="checkbox"/> 剣道具置場 <input type="checkbox"/> 竹刀置場
備考欄				

	理事長	事務局長	教務委員長
承認欄			

別記様式第2

( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場利用承認書

年 月 日

様

---

一般財団法人目黒区剣道連盟

理事長

年 月 日付で申請のあった目黒区立中央体育館第2格技室の( 剣道具・竹刀 ) 置場を利用することを承認いたします。

なお、( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場の使用を承認するに当たって、次の事項を誓約していただいているので申し添えます。

- 1 一般財団法人目黒区剣道連盟の定めるところにより整理、整頓して利用するとともに、自己の責任において保管し、紛失、盗難等があった場合においても、その損害賠償等を求めません。
- 2 「目黒区立中央体育館第2格技室の剣道具及び竹刀置場の利用に関する内規」第2条又は第3条に定める要件を満たさなくなった場合若しくは第6条の定めにより、この承認を取り消されても異議の申し立てをいたしません。

別記様式第3

( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場利用否認通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

一般財団法人目黒区剣道連盟

理事長

印

年 月 日付けで申請のあった目黒区立中央体育館第2格技室の  
( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場を利用することについては、下記の理由により認めない  
こととなりましたので通知いたします。

記

別記様式第4

( 剣道具 ・ 竹刀 ) 置場不使用届

年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟理事長 様

氏 名 \_\_\_\_\_

目黒区立中央体育館第2格技室の( 剣道具 ・ 竹刀 )置場を 年 月 日か  
ら利用しなくなるので、届出いたします。